

農業施策の基本方向について 【第3期戦略プランから抜粋】

新規就農者や集落営農組織など、地域の実情に応じた多様な担い手の育成・確保に努めるとともに、島根の豊富な地域資源を活用した安全・安心で多様な消費者ニーズを的確に捉えた特色ある農畜産物の生産や、ターゲットを明確にした戦略的な販売に取り組みます。

また、快適で安心して暮らせるよう必要な生活環境の整備を進め、都市と農村の交流の促進など、訪れることで喜びを感じることができる魅力ある農村づくりを進めます。

1. 水田農業の維持・発展

国の米政策の見直しでは、平成30年からを目途に、行政による生産数量目標の配分を行わず、生産者や団体等が自らの経営判断に基づき、需要に応じた生産に移行することを目指しています。

島根県では、平成27年3月に「JAしまね」が発足し、生産から販売まで一貫した取組みが可能になったことを契機に『島根米あり方検討会』を立ち上げ、島根米の具体的な販売戦略づくりや販売を起点としたものづくりに取り組んでいます。

その中でも、今後の産地間競争を勝ち抜くため、島根米のレベルアップと他産地との差別化を図り、契約的取引の拡大に向けた「売れる米づくり」を進めています。

一方、主食用米の需給調整のため、飼料用米等の新規需要米や麦・大豆・そば等の土地利用型作物への作付転換により、水田フル活用を推進します。

将来にわたって、地域の資源や特色を活かし、低コスト生産や経営多角化等による「水田農業モデル」の育成と普及を図り、水田農業の維持・発展を目指します。

2. 園芸産地の再生・維持・拡大

園芸産地の再生に向けて、これまで空きハウス活用や労力補完のしくみづくり、新品種や省力低成本技術の導入等に取り組み、ぶどうのシャインマスカットや西条柿のあんぽ柿、県オリジナル品種を活用したトルコギキョウやあじさい、あすっこ等の生産拡大、産地化に向けて成果が見えてきており、一部リースハウス導入による産地再生の動きも始まっています。

しかし、依然として、燃油や資材価格の高騰により農家数、面積、販売額は減少しており、園芸農家の経営においては、ハウスなどの施設導入時の初期投資の軽減や新技術等の導入によるランニングコストの低減が一層必要となっています。

このため、リース団地の導入や、中心的経営体による遊休施設や園地の活用、繁忙期の労力補完、作業受委託などの産地体制を整備するとともに、広域産地化を目指した施設の広域利用や売れる品目・品種の導入、さらには販売対策の強化等を通じて、農家の所得向上と産地の維持・再生を目指します。

3. 地域ぐるみでの畜産産地の維持・強化

畜産については、産地の弱体化が進んでいる「しまね和牛」に取組みを傾注し、種雄牛造成や繁殖雌牛の能力向上など、高品質な「しまね和牛肉」の安定供給に一定の成果がありました。また、放牧をはじめとした低成本生産、飼養管理を分業化するため、コントラクターやキャトルステーション等の外部支援組織の整備などを進め、生産基盤の強化に向けた体制が徐々に整いつつあります。

しかしながら、飼養農家の高齢化や農村の社会環境の変化などにより、和牛のみならず、酪農においても戸数・頭数の減少が続き、依然として、生産基盤の脆弱化が進行しています。加えて、輸入飼料価格の高止まりによる生産コストの上昇が、すべての畜種において農家経営を圧迫しています。

このため、新たな担い手の確保、畜産農家・耕種農家・集落営農組織・流通

加工業者等が外部支援組織等を介して地域ぐるみで相互に連携し、畜産経営の規模拡大や生産性の向上を図る仕組みを構築することで、畜産産地の維持・強化を図ります。

4. 有機農業の面的拡大

これまで、有機農業の担い手育成、技術開発、本格展開への投資の軽減、販路開拓支援等に総合的に取り組み、有機農業による新規就農者数や有機農業の取組面積は着実に伸びてきました。

しかしながら、依然その経営体の多くは点在しており、販路開拓も個別の対応が中心で、市町村段階の推進体制にも差があり、取組面積の伸びは緩やかな状況です。

この状況を次のステージに進めるためには、面的拡大につながる取組主体の拡大や販売拡大・地域での理解につながる新たな連携を図っていく必要があります。

そこで、これまでの取組みに加え、集落営農組織での有機農業技術の導入や、食育を視点に入れた地産地消、JAとの連携等を推進することにより、有機農業の拡大のスピードをアップさせ、有機農業が本県農業の特徴として全国的にアピールできるように取り組んでいきます。

5. 農業の中核的担い手の育成・確保

本県の農業は水田農業が大宗を占め、近年の米価下落と生産コストの上昇等による収益性の低下など、水田農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

県では「島根の水田農業展開モデル事例集」を作成し、立地条件や地域の特色等を活かしながら、先駆的な営農活動や農地の維持・活性化を目指す経営体をモデルとして示し、その普及に取り組んでいます。

こうした先駆的な取組みを参考に、農地中間管理事業や基盤整備事業を活用した経営規模の拡大やスケールメリットを活かした業務用米・野菜の契約栽培や水田フル活用による経営の多角化等の経営改善に取り組み、産業として自立を目指す経営体の育成及び法人化により様々な事業の持続的な展開を図り、経営体质の強化を進めます。

6. 新規就農者の確保・育成

本県では、農業従事者の減少、高齢化が著しく、担い手の確保・育成が県及び地域の喫緊かつ重要な課題となっています。こうした中、新規就農者の確保対策に取り組んできた結果、近年新規就農者数は増加傾向となり平成26年度は過去最高の171人を記録しました。

この機をとらえ、就農希望者の相談から就農前研修、就農後のフォロー等の各段階における総合的な支援をよりきめ細かく展開し、自営就農、雇用就農、半農半X、企業参入といった多様な担い手の確保と定着を促進します。

また、国の制度を効果的に活用するとともに、地域農業再生協議会を中心とした取組みにより次代を担う新規就農者を確保・育成していきます。

7. 中山間地域の集落維持に必要な仕組みづくり

中山間地域は、農林水産物の生産の場であり県民の生活の場であるとともに、環境の保全や水源の涵養など多面的機能を有しています。しかし、過疎化、高齢化が平坦地域に比べ進行しており、地域の担い手不足による農地や地域の共同活動の維持が困難になるなど、集落の持つ様々な機能や活力の低下が懸念されています。

また、従来から個別の農地を集積し協業化した集落営農の育成を推進し、地域の担い手不足の解消を図っていますが、中山間地域において規模拡大による効率化の視点だけでは、人材や地理的条件等から限界があります。

このため中山間地域の集落維持を確実に進めるため、日本型直接支払制度を活用した農業・農村の多面的機能の維持や、規模は小さくても世代を超えて多くの人が参画し、地域資源を活用した多種多様な「小さな起業」(生業づくり)

に取り組む「多業型集落営農法人」の育成を図る必要があります。

さらには、「多業型集落営農法人」等と広域・広範な事業に取り組む広域連携組織が協働する、次の世代につながる仕組み（「次世代型集落営農」）の構築に努めます。

8. 農地の有効利用を進める基盤整備と基幹施設等の維持・保全

優良な農地が次世代に適切に引き継がれ、農家が持続的・安定的に発展していくためには、生産性や農作物の選択性を向上させる生産基盤の整備は不可欠であることから、ほ場やかんがい排水施設、農道などの基盤整備を進めていきます。

また、昭和30年代～50年代に建設された農業水利施設や農道等の農業生産を支える基幹施設の老朽化が進行する中、将来にわたって施設機能の安定的な発揮を図るために、早期段階で予防的な修繕を行う「予防保全型」の手法を基本とし、ライフサイクルコストの低減と財政負担の平準化を図りながら、これまでに造成してきたこれら基幹施設の長寿命化を図る取組みを推進します。

9. 国営開発地及び干拓農地の有効利用

国営事業で整備された開発農地（横田、大邑、益田）については第2期プロジェクトの取組みの結果、作付休閑地の削減が図られましたが、依然として後継者不足等の課題が見られ解消に向けた活動が必要です。

また、中海干拓地においても約1割の未売渡農地があり、長期貸付制度等によりその利用を進めているものの、国営開発地と同様の課題があります。

このため、引き続き関係機関との連携を図りながら、地域の活性化に向け、国営開発地及び干拓農地の有効利用を進めます。

10. 安全で住みよい農村づくり

近年、局地的集中豪雨や台風などにより、洪水や土砂災害がたびたび発生しており、計画的に防災・減災対策を進め、県民が安心して暮らせる農村づくりを推進していく必要があります。

また、農山村には、道路や上下水道をはじめとして、生活環境の整備が遅れている地域も多く残っています。

このため、地すべり対策や道路網、集落排水施設をはじめとする生活環境の整備を推進します。